

教育委員会定例会日程

平成21年4月23日

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 会議録署名委員の決定

4 議 事

日程第1

請願第1号

教科書採択についての請願

(教育指導課)

日程第2

報告第3号

事務の臨時代理の報告について(社会教育主事の任命)

(教育総務課)

日程第3

議案第10号

小田原市社会教育委員の一部委嘱替えについて

(生涯学習政策課)

日程第4

議案第11号

小田原市郷土文化館協議会委員の一部委嘱替えについて

(生涯学習政策課)

5 その他

(1) 小田原市立学校教職員服務規程の制定について

(資料1 学校教育課)

(2) 平成20年度下半期寄付採納状況について

(資料2 教育総務課)

(3) 平成22年(平成21年度)小田原市成人式の日程について

(資料3 青少年課)

6 閉 会

平成 2 1 年 4 月 2 3 日

請願第 1 号

教科書採択についての請願

教科書採択についての請願

「足柄下の教育を考える会」

代表 加藤 哲男

小田原市中村原 303

1. 請願事項

- (1) 教科書の採択にあたっては、教育委員会の権限と責任において採択していただきたい。
- (2) 教科書の採択にあたっては、教育基本法及び学習指導要領改正の趣旨に照らして、最もふさわしい教科書を採択していただきたい。

2. 請願の理由

- (1) 教科書採択の在り方については、平成 2 年 3 月 20 日付け文初教第 116 号「教科書採択の在り方の改善について（通知）」及び平成 14 年 8 月 30 日付け文科初第 683 号「教科書制度の改善について（通知）」等により、改善の方向性が示されており、「教科書採択は、各採択権者の権限と責任のもと、適切な手続きにより行われるべきもの」とであると述べられています。

各教育委員の自主的な判断により、実質的に「採択権者の権限と責任のもと」に採択されるためには、さらに以下の点が極めて重要であると考えます。

①教育委員による教科書の調査研究

教育委員自らが判断されるためには、教育委員が教科書に目を通していただくことが不可欠であります。一方において、すべての膨大な数の教科書にくまなく目を通すことは難しいのではないかとこの意見があります。

このことに関しては、すべて一律ではなく教科により多様に対処されることも考えられ、その判断基準は、教育委員会制度の趣旨と、教育の目的に求めるべきであろうと思います。

〔教育委員会制度の趣旨〕

教育委員会制度の趣旨は専門家の知見を活用しつつも、ともすれば偏りがちなその見方に任せ切りにせず、広く社会から委嘱した有識者である教育委員の合議により意思決定する、「レイマンコントロール」にあることはご案内の通りです。すなわち、専門家ばかりによる意思決定は偏った方向にいく恐れがあり、むしろ専門家でない委員による意思決定のほうがより良い意思決定が出来るという考え方です。

このような観点から、専門家でない人の判断を重視したほうが良いと思われる教科について、教育委員がより教科書に目を通していただくことが考えられます。

〔教育の目的〕

教育基本法は、教育の目的を国家形成者としての資質を備えた国民の育成を図ることであると定めています。このことから、教育には個人の能力を高めるという側面と、日本の歴史や伝統・文化を継承するという側面があります。

個人の能力を高めても、日本の歴史や伝統・文化が継承されなければ、日本国民を育成したことにはなりません。そして、日本の歴史や伝統・文化の継承に関連の深い教科は、教育の専門家よりも、広く市民の代表である教育委員の常識的な判断によるほうが、偏りのない判断が出来るのではないかと考えられます。

すなわち、教科書の調査研究にあたっては、日本の歴史や伝統・文化の継承に関連の深い国語や社会（地理、歴史、公民）については、教育委員に充分目を通していただきたい教科であります。

②教育委員の明確な意思表示

教科書の採択方法には、いろいろなやり方がありますが、教育委員ができるだけ周囲の影響を受けることなく、自らの判断により意思表示を行えるものとして、広く行われてきています教科ごとの無記名投票により、採択することが望ましいと考えます。

(2) 次に、教科書を採択する場合、何を基準にして採択するのかということが問題です。

これについて、基本的には学習指導要領の「目標」や「内容」に照らして、もっとも適合している教科書を採択するべきであると考えます。

検定に合格した教科書は、いずれも一定の基準を満たしてはいますが、優劣がないということではありません。入学試験に合格した生徒の学力が同じではなく、優劣があるのと同様です。各教科の目標は、学習指導要領の「目標」を達成することにありますので、優れた教科書とは、記述内容が学習指導要領の「目標」「内容」に照らして、最も適合している教科書であるといえます。

このような観点から、平成 14 年度の文部科学省通知で「学習指導要領の内容等のどの部分を重視しているかなど、各採択権者においてより参考になるように」ということが示されたことは一歩前進と受け止めております。

昨年 3 月 28 日に告示された次期学習指導要領は、ご承知のごとく小学校が平成 23 年、中学校が平成 24 年に全面実施される予定です。平成 21 年度の中学校教科書採択では、向こう 2 年間という変則的な採択となるため、選定資料等も平成 17 年度のを踏襲され、現在採択している教科書を継続採択するということが想定されます。

一方、文部科学省は次期学習指導要領の移行措置として、一部を平成 21 年度から先行実施し、必要な補助教材等も準備することになりました。これは、次期学習指導要領の一刻も早い実施を強く望む保護者の声に応えたものといえます。

さらに、重要な観点として、新教育基本法がすでに施行されていること、および新学習指導要領総則（教育目標達成主義、道徳教育の必達など）が平成 21 年度から全面的に適用されること等を踏まえれば、教科書採択にあたっては、単に継続するのではなく、「伝統と文化の尊重」「わが国と郷土を愛する態度を養う」「公共の精神を尊ぶ」「豊かな情操と道徳心を培う」など、教育基本法や学習指導要領総則の改正の趣旨に照らして、最もふさわしい教科書を採択されるよう求めるものであります。

以上

学習指導要領の改訂に伴う今後のスケジュール（予定）

※ゴシックが新学習指導要領に伴う予定

学習指導要領

年度	19	20	21	22	23	24
内容	改訂告示	周知	移行期間（小学校）		小学校 実施	
			移行期間（中学校）			

教科書採択

年度	19	20	21	22	23	24
小学校	検定	採択	編集 検定	採択	使用	
中学校		検定	採択	編集 検定	採択	使用

▽
社会/歴史的分野（自由社）
H21.3月に結果が出る。

報告第3号

事務の臨時代理の報告について（社会教育主事の任命）

小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成10年3月教育委員会規則第4号）第4条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成21年4月23日提出

小田原市教育委員会
教育長 青木 秀夫

社会教育主事の任命について

氏 名	所 属	職 名	発 令 年 月 日
小澤 雅史	生涯学習政策課	主 任	平成21年4月1日

◎参 考

○社会教育主事の職務（社会教育法第9条の3：抜粋）

- 1 社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。但し、命令及び監督をしてはならない。

○社会教育主事の資格（社会教育法第9条の4：抜粋）

- 1 大学に2年以上在学して62単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が3年以上になる者で、社会教育主事の講習を修了したもの

イ 社会教育主事補の職にあった期間

ロ 官公署又は社会教育関係団体における社会教育に関係のある職で文部科学大臣の指定するものにあつた期間

ハ 官公署又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）

- 3 大学に2年以上在学して、62単位以上を取得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を取得した者で、第1号のイからハまでに掲げる期間が1年以上になるもの

議案第10号

小田原市社会教育委員の一部委嘱替えについて

小田原市社会教育委員の一部委嘱替えについて、議決を求める。

平成21年4月23日提出

小田原市教育委員会
教育長 青木 秀夫

小田原市社会教育委員候補者名簿

【 候補者 】

選出区分	学校教育関係者
氏名	おとぶち ようこ 音淵 洋子
住所	小田原市蓮正寺
生年月日	昭和28年
備考	小田原市立報徳小学校長
委嘱期間	平成22年7月31日まで

選出区分	学校教育関係者
氏名	のざき ゆうじ 野崎 裕司
住所	小田原市南鴨宮
生年月日	昭和30年
備考	小田原市立国府津中学校長
委嘱期間	平成22年7月31日まで

【 前任者 】

選出区分	学校教育関係者
氏名	佐宗 修二

選出区分	学校教育関係者
氏名	遠藤 隆佳

小田原市社会教育委員候補者名簿

【 候補者 】

選出区分	学識経験者
氏名	いしかわ のぶ お 石川 信雄
住所	小田原市板橋
生年月日	昭和5年
備考	小田原市自治会総連合副会長
委嘱期間	平成22年7月31日まで

【 前任者 】

選出区分	学識経験者
氏名	相川 文雄

社会教育委員名簿

任期：平成21年4月23日～平成22年7月31日

役職	氏名	住所	備考
議長	今村 洋一	小田原市飯田岡	市議会議員
副議長	岩城 葉子	小田原市鴨宮	ボーイスカウト小田原 国際委員
委員	安藤 誠二	小田原市栢山	公募
〃	石川 信雄	小田原市板橋	自治会総連合副会長
〃	遠藤 豊子	小田原市国府津	生涯学習きらめき☆ おだわら塾運営委員長
〃	音淵 洋子	小田原市蓮正寺	報徳小学校長
〃	駒場 優子	東京都豊島区目白	小田原市教育委員会 スクールカウンセラー
〃	佐藤 喜久江	小田原市久野	公募
〃	鈴木 敦子	小田原市根府川	市PTA連絡協議会
〃	鈴木 眞理	静岡県伊東市弥生町	青山学院大学文学部教授
〃	瀬沼 克彰	東京都八王子市元本郷町	桜美林大学経営政策学部教授
〃	中津川 悦子	小田原市久野	市文化連盟副会長
〃	野崎 裕司	小田原市南鴨宮	国府津中学校

※委員は五十音順

(平成21年4月23日現在)

議案第 1 1 号

小田原市郷土文化館協議会委員の一部委嘱替えについて

小田原市郷土文化館協議会委員の一部委嘱替えについて、議決を求める。

平成 2 1 年 4 月 2 3 日提出

小田原市教育委員会

教育長 青木 秀夫

小田原市郷土文化館協議会委員候補者名簿

【候補者】

選出区分	学校教育関係者
氏名	野崎 裕司
住所	小田原市南鴨宮
生年月日	昭和30年
備考	小田原市立国府津中学校
委嘱期間	平成21年8月31日まで

【前任者】

選出区分	学校教育関係者
氏名	奥村 裕

小田原市郷土文化館協議会委員名簿

氏 名	職 業	区 分	備 考
三津木國輝	郷土史家	学識経験者	人文（地方史）
渋谷 武美	西相美術協会会員	〃	美術（彫 塑）
奥野花代子	元・県立生命の星・地球博物館専門学芸員	〃	博 物 館 学
廣谷 浩子	県立生命の星・地球博物館主任学芸員	〃	自然（哺乳類）
田代 道彌	箱根カルチャー主宰	〃	歴 史、自 然
一寸木 肇	上大井小学校校長	〃	自然（甲殻類）
中村 ひろ子	神奈川大学大学院特任教授	〃	民 俗
齋藤 千秋	三の丸小学校長	小学校長代表	
野崎 裕司	国府津中学校長	中学校長代表	（新任）

任期：平成21年8月31日まで

○

小田原市教育委員会

小田原市立学校教職員服務規程を次のように定める。

平成 21 年 3 月 31 日

小田原市教育委員会
委員長 和田重宏

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 13 条）
- 第 2 章 服務心得（第 14 条～第 30 条）
- 第 3 章 雑則（第 31 条）

附則

小田原市立学校教職員服務規程

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の規定に基づき、小田原市立学校に勤務する市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）第 1 条に規定する職員（以下「職員」という。）で、常勤の職員の服務に関し必要な事項を定めるものとする。

（服務の宣誓）

第 2 条 小田原市職員の服務の宣誓に関する条例（昭和 26 年小田原市条例第 176 号）に基づく服務の宣誓は、人事異動通知書の交付後、小田原市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の面前で行うものとする。

（新任職員の保証書）

第 3 条 新任の職員（任用期間の定めのある職員を除く。）は、人事異動通知書の交付を受けた日から 5 日以内に、保証書（様式第 1 号）を当該職員の所属する学校の校長（以下「所属長」という。）を経て教育長に提出しなければならない。

（勤務記録カード）

第 4 条 新任の職員は、人事異動通知書の交付を受けた後、速やかに、履歴事項等について勤務記録カードにより、所属長を経て教育長に提出しなければならない。

(履歴事項追加変更届)

第5条 職員は、次に掲げる事情が生じたときは、速やかに、履歴事項追加変更届（様式第2号）を所属長を経て教育長に提出しなければならない。

- (1) 氏名の変更
 - (2) 住所の変更
 - (3) 学歴の追加
 - (4) 資格の得失
- (身分証明書)

第6条 職員（任用期間の定めのある職員を除く。）は、その身分を明確にするため、常に身分証明書（様式第3号）を所持しなければならない。

- 2 職員は、身分証明書の取扱いを慎重にし、他人に貸与してはならない。
- 3 新任の職員は、人事異動通知書の交付を受けた日から5日以内に、身分証明書用の写真（上半身、正面、脱帽、最近3月以内に撮影したもの）を所属長を経て教育長に提出し、身分証明書の交付を受けなければならない。この場合において、所属長は、身分証明書発行依頼書（様式第4号）により、身分証明書用の写真を添えて、教育長に身分証明書の発行を依頼するものとする。
- 4 職員は、身分証明書の記載事項に変更が生じたときは、所属長を経て教育長に変更の報告を行わなければならない。この場合において、所属長は、身分証明書記載事項変更届出書（様式第5号）により、教育長に報告するものとする。
- 5 職員は、身分証明書を紛失し、又は損傷した場合には、身分証明書再交付願（様式第6号）を所属長を経て教育長に提出し、身分証明書の再交付を受けなければならない。
- 6 職員は、退職等により、その身分を失ったときは、速やかに、所属長を経て教育長に身分証明書を返納しなければならない。この場合において、所属長は、身分証明書の返納書（様式第7号）により当該身分証明書を教育長に送付するものとする。

(着任の期限等)

第7条 職員は、転任又は配置換えを命ぜられた場合には、直ちに着任しなければならない。ただし、担当事務の引継ぎ等のため必要があるときは、校長にあっては教育長の、校長以外の職員にあっては所属長の許可を受けて、その人事異動通知書の交付を受けた日から7日以内に着任することができる。

- 2 職員は、傷病その他特別の事情により前項の期限までに着任することができないときは、あらかじめ校長にあっては教育長に、校長以外の職員にあっては所属長に延期を願い出て、その承認を受けなければならない。

(職務専念義務の免除の手続)

第8条 職員が、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年小田原市条例第175号）の規定に基づき、職務に専念する義務の免除を受けようとする場合は、あらかじめ職

務専念義務免除承認申請簿（様式第8号）を所属長に提出しなければならない。

（教育公務員の兼職等の申請手続）

第9条 教育公務員（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第1項に規定する教育公務員をいう。以下同じ。）が、同法第17条第1項の規定に基づき、兼職又は他の事業等の従事について承認を受けようとする場合には、職務専念義務免除（兼職等）承認申請書（様式第9号）に関係書類を添え、あらかじめ当該教育公務員の所属する学校の校長を経て教育長に提出しなければならない。

（営利企業等従事許可の手続）

第10条 職員が、地方公務員法第38条第1項の規定に基づき、営利企業等の従事について許可を受けようとする場合には、営利企業等の従事許可（等）申請書（様式第10号）に関係書類を添え、あらかじめ所属長を経て教育長に提出しなければならない。

（研修の承認手続等）

第11条 教員（教育公務員特例法第2条第2項に規定する教員をいう。以下同じ。）が、同法第22条第2項の規定に基づき、研修を行う場合には、事前に研修計画書（様式第11号）を所属長に提出し、所属長の承認を受けなければならない。

2 教員は、前項の規定により所属長の承認を受けて研修を行った場合には、研修終了後速やかに研修報告書（様式第12号）を所属長に提出しなければならない。

（勤務時間の割振り）

第12条 小田原市立学校職員の勤務時間の割振り等に関する規則（平成14年小田原市教育委員会規則第8号）に定めるところにより、勤務時間の割振りを行う場合は、午前8時30分から午後5時までの間において7時間45分とする。

2 前項の規定による勤務時間の割振りによっては、学校の円滑な運営に支障が生ずると認められるときは、前項の規定にかかわらず、勤務開始時刻から終了時刻までの通算時間を8時間30分とし、かつ、その間において7時間45分とする。

（週休日等の振替）

第13条 所属長は、職員に週休日又は休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合は、原則として、週休日又は休日の振替（4時間の勤務時間の割振り変更を含む。）を行うものとする。

2 所属長は、前項の振替を行おうとするときは、週休日又は休日振替簿（様式第13号）により職員に通知しなければならない。

第2章 服務心得

（出勤簿の押印）

第14条 職員は、定刻までに出勤しなければならない。

2 職員（校長を除く。）は、定刻までに出勤したときは、出勤簿（様式第14号）に自ら押印し

なければならない。

(有給休暇の承認等)

第15条 職員は、年次休暇以外の有給休暇を受けようとするときは、有給休暇簿（様式第15号）により、あらかじめ所属長（校長にあっては、教育長。以下この条及び次条において同じ。）に願い出て承認を受け、年次休暇を受けようとするときには、有給休暇簿により、あらかじめ所属長に届け出なければならない。

2 所属長は、前項の年次休暇の届出があった場合に、業務に支障があると認めるときは、当該年次休暇の時季を他の時季に変更させることができる。

3 職員は、ボランティア休暇以外の有給休暇について、病気、災害その他やむを得ない理由により第1項の規定によることができない場合には、とりあえず、電話、伝言等により連絡を取るとともに、事後速やかに、有給休暇簿により、所属長に願い出、又は届け出なければならない。

4 前3項の規定にかかわらず、校長は、自らの引き続き3日以内の有給休暇の承認等を行うものとする。

5 職員は、年次休暇、ボランティア休暇、生理休暇及び夏季休暇以外の有給休暇を願い出る場合には、医師の証明書その他の勤務しない理由を明らかにする書面を提出しなければならない。ただし、その書面の提出が著しく困難であるか、又はその理由が明白であるとして所属長が特に認めた場合は、この限りでない。

6 職員は、ボランティア休暇を願い出る場合には、ボランティア休暇申請簿（様式第16号）を提出しなければならない。この場合において、その活動の内容を確認することが必要であると認めるときは、所属長は、願い出をした職員に対して必要な書類の提出を求めることができる。

(介護休暇の承認等)

第16条 職員は、介護休暇を受けようとするときには介護休暇申請簿（様式第17号）により、原則として当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して1週間前の日までに所属長に願い出て、その承認を受けなければならない。

2 所属長は、前項の介護休暇の承認の願い出について、その事由を承認する必要があると認めるときは、当該願い出をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、校長は、自らの引き続き3日以内の介護休暇の承認等を行うものとする。

(欠勤)

第17条 職員が休暇等の命令を受けず、有給休暇等の承認を受けず、若しくは届出をせず、又は勤務命令に反し、正規の勤務時間中に勤務しない場合には欠勤とする。

2 職員は、欠勤するときには、第15条第1項、第3項及び第5項の規定に準じて、事前又は事後に欠勤簿（様式第18号）により所属長に届け出なければならない。この場合において、勤務できなかった日から週休日及び休日を除き3日以内に届出がない場合には、所属長が欠勤簿によ

り処理するものとする。

(出勤簿の整理保管等)

第18条 出勤簿及び有給休暇簿（以下「出勤簿等」という。）は、校長が整理保管の任に当たる。

2 出勤簿等の整理保管、休暇の承認等の手続等については、この訓令に定めがあるもののほか、別に定める。

(出勤簿の検査等)

第19条 教育長は、必要と認めるときは、校長に対して、出勤簿等の提出を求め、又は検査することができる。

2 校長は、毎月、職員の出勤状況を調査記録し、前年分を1月20日までに教育長に報告しなければならない。

(勤務時間中の外出)

第20条 職員は、勤務時間中みだりに勤務場所を離れてはならない。

2 職員は、私事のため一時外出しようとするときは、所属長又は教頭の承認を受けなければならない。

(退勤時の文書等の保管)

第21条 職員は、退勤しようとするときは、各自、所管の文書物品を整理し、所定の場所に収納しなければならない。

(時間外勤務等)

第22条 所属長は、職員（学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）に規定する教育職給料表の適用を受ける職員を除く。）に正規の勤務時間を超え、又は週休日若しくは休日に勤務することを命じようとするときは、時間外勤務・夜間勤務命令簿（様式第19号）により行わなければならない。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等)

第23条 職員は、深夜勤務の制限を請求するときには深夜勤務制限請求書（様式第20号）を、原則として当該深夜勤務制限開始日の1月前までに所属長に提出しなければならない。

2 前項の請求があった場合において、所属長は、公務の運営に支障がある場合にあつては、教育長に協議の上、深夜勤務制限請求に係る公務の運営の支障についての通知書（様式第21号）により、公務の運営に支障がない場合にあつてはその旨を速やかに当該職員に通知するものとする。

3 前項の通知後において、公務の運営に支障が生じる日があることが明らかとなった場合にあつては、所属長は、教育長に協議の上、当該日の前日までに深夜勤務制限請求に係る公務の運営の支障についての通知書により当該職員に通知するものとする。

4 職員は、第1項による請求後深夜勤務制限終了日とされた日の前日までに、制限に係る子の養育又は要介護者の介護の状況について変更が生じた場合には、育児又は介護の状況変更届（様式

第22号)により、遅滞なく所属長に届け出なければならない。

- 5 所属長は、第1項の請求及び前項の届出に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求又は届出をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

(公務旅行)

第24条 職員は、公務旅行を命じられたときは、出発に際し旅行命令権者の指示を受け、当該用務が終了したときは、速やかに勤務場所に戻らなければならない。

- 2 職員は、公務旅行中、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、電話等で速やかに旅行命令等の変更を申請し、帰校後に所定の手続をとらなければならない。

(1) 公務上、予定の日数又は行程を変更する必要があるとき。

(2) 疾病、天災その他やむを得ない理由により、公務を遂行できないとき又は行程を変更しなければならないとき。

(公務旅行の復命)

第25条 職員は、公務旅行を完了したときは、速やかに公務旅行復命書(様式第23号)を作成し、旅行命令権者に提出しなければならない。ただし、軽易な事項にあつては、口頭で復命することができる。

(不在中の事務処理)

第26条 職員は、公務旅行、研修、休暇等の場合は、担当事務の処理に関し必要な事項をあらかじめ所属長に申し出て、事務の処理等に遅滞を生じないようにしなければならない。

(証人、鑑定人等としての出頭)

第27条 職員は、職務に関連した事項について、証人、鑑定人、参考人等としての国会、裁判所その他の官公庁へ出頭しようとするときは、証人等としての出頭に関する届(様式第24号)をあらかじめ所属長を経て教育長に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、職員が職務上の秘密に属する事項の供述を行うことについて許可を受けようとするときは、あらかじめ所属長を経て教育長に申し出なければならない。

(事務の引継)

第28条 職員は、退職、転任、配置換え、休職等となった場合には、担当事務を速やかに後任者又は所属長の指定する職員に引き継ぎ、その旨を所属長に報告しなければならない。この場合において、校長にあつては、文書によって行われなければならない。

(事故報告)

第29条 職員は、職務の遂行について事故が発生したときは、速やかにその内容を所属長に報告して、その指示を受けなければならない。

(非常の際の服務)

第30条 職員は、学校又はその周辺に火災その他の事態が発生したことを知ったときは、速やかに登校し、所属長の指揮を受けなければならない。ただし、急迫のときは、臨機の処置をとら

なければならない。

第3章 雑則

(委任)

第31条 この訓令に定めがあるもののほか、職員の服務に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

物品

	寄 付 者	寄 付 物 品	見 積 額	使 途 先
1	小田原市国府津 2880 (株)日立グローバルストレージテクノロジーズ	実態顕微鏡 1台 顕微鏡(撮影機能付) 1台	中古のため 不明	矢作小学校
2	中郡二宮町富士見が丘 2-5-39 鷹野 良宏	図書「画・文で描く祖父母が若かった頃」「パレットの指の穴より」「続パレットの指の穴より」計138冊	216,200 円	市内小、中学校 及び図書館等
3	小田原市扇町 1-37-7 小田原市立芦子小学校 保護者と先生の会 会 長 金田 吉雄	スタンド扇風機 3台	126,000 円	芦子小学校
4	小田原市矢作 231 番地 小田原市立矢作幼稚園 保護者と教師の会 会 長 伊藤 直子	マスコット人形 3体 テーブル 2台 動物プレート 10枚	186,780 円	矢作幼稚園
5	小田原市扇町 2-13-2 さがみ信用金庫扇町支 店信和会 会長 大川 和重	大型電波時計 2式	不明	白山中学校 足柄小学校
6	小田原市東町 3-12-48 上田 菊明	足柄刺繍額「蒼碧」50号	16,500,000 円	市長室
7	小田原市中曽根 355-5 小田原市立東富水幼稚 園 保護者と教師の会 会長 渡邊 祐子	箱積木 1式 外用壁掛時計 1台	180,000 円	東富水幼稚園
8	匿名	おかめ桜 15本	7,500 円	片浦中学校
9	小田原市国府津 2880 (株)日立グローバルストレージテクノロジーズ	下足箱 2点 小ロッカー 3点 書棚 1点 会議用テーブル 26点	中古のため 不明	市立小中学校
10	匿名	CDプレーヤー 1台	21,800 円	前羽幼稚園
11	小田原市中曽根 355-5 小田原市立東富水幼稚 園 保護者と教師の会 会長 渡邊 祐子	トンネルスタンド 1セット 巧技台の蓋 1台	28,000 円	東富水幼稚園

12	小田原市本町 1-7-49 小田原白梅ライオンズク ラブ 会長 門松 孝幸	ステアエイド・車椅子 2セット	1,528,000 円	下曾我小学校
13	小田原市南鴨宮 3-6-5 城山ハンドベルクラブ 代表 菊地 みどり	ハンドベル25音セット 1式	100,000 円	城山中学校
14	小田原市小船 708-26 大江 ゆき子	遊戯室後幕 1枚	150,000 円	下中幼稚園
15	小田原市柳新田 129-3 小田原市立報徳幼稚園 保護者と教師の会 会長 深澤 文子	箱積木 1セット	105,000 円	報徳幼稚園
16	小田原市柳新田 129-3 小田原市立報徳幼稚園 平成20年度修了児 保護者代表 深澤 文子	園名パネル 2枚 3Dブロック 1セット	53,760 円	報徳幼稚園
17	小田原市柳新田 129-3 小田原市立報徳幼稚園 開園30周年実行委員 長 深澤 文子	園名パネル 1枚	26,000 円	報徳幼稚園
18	小田原市荻窪 300 小田原交通安全協会 会長 青木 正次	キャラクター鉛筆セット 1,800セット	144,000 円	市立小学校新入 学児童
19	(株)みずほフィナンシャル グループ (株)損害保険ジャパン 明治安田生命保険相互 会社 第一生命保険相互会社	黄色いワッペン 2,127枚	36,159 円	市立小学校新入 学児童
20	匿名	ワンタッチテント 2セット 製作コーナー棚 1台 会議用机 2脚	208,200 円	酒匂幼稚園
21	小田原市成田 530-1 小 田原市立豊川小学校 PTA会長 大川 晋作	体育用マット 5枚	225,750 円	豊川小学校
22	小田原市国府津 2880 (株)日立グローバルスト レージテクノロジーズ	スチール机 2脚 会議テーブル 1脚 椅子 5脚	中古のため 不明	千代中学校 学校教育課

平成 22 年(平成 21 年度)小田原市成人式の日程について

小田原市及び小田原市教育委員会では、毎年「成人の日」(1 月第 2 月曜日・祝日)に、新成人を対象として、その将来を祝福し、社会人としての自覚を高めるために成人式を開催している。

平成 22 年(平成 21 年度)の成人の日は 1 月 11 日(月)であるが、この日が恒例行事となっている消防出初式と重なることから、次のとおり、成人式の日程を変更して実施する。

1. 開催日 平成 22 年 1 月 10 日(日)
2. 場 所 小田原市民会館 大ホール
3. 内 容 (1)式典(お祝い・励ましのことば、新成人の抱負)
(2)アトラクション(はたちのパフォーマンスほか)
4. 成人該当者 平成元年 4 月 2 日から平成 2 年 4 月 1 日生まれの方(学年齢)

対象者数

	男	女	合計	
22 年成人式	923 人	985 人	1,908 人	H20.9.1 現在
21 年成人式	1,046 人	1,017 人	2,063 人	H21.1.1 現在

5. 日程変更に伴う今後の対応予定

- ①成人式対象者への日程変更の周知を徹底するため、例年、8 月に対象者全員に発送している開催日のお知らせ及び成人式運営委員(新成人)募集通知について、前倒して 4 月中に行う。
- ②成人式開催にあたり、協力を依頼している小田原警察署、青少年関係団体等への周知についても 4 月中に行う。
- ③広報おだわら、小田原ホームページをはじめとし、地元ラジオ・テレビタウン紙等により、適時適切な周知を図っていく。